

4 高教福第 789 号
令和 4 年 9 月 21 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

職員の育児休業の取扱いについて（通知）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年高知県条例第 1 号）及び職員の育児休業等に関する規則（平成 11 年高知県人事委員会規則第 24 号）の一部がそれぞれ改正されましたのでお知らせします。

改正の内容については、下記のとおりですので、貴管内の教職員に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 改正の内容

（1）取得回数について

- ア 育児休業を原則 2 回（現行：原則 1 回）まで取得可能とする。このことに伴い、2 回目の育児休業を取得する際に必要としていた「育児休業等計画書」を廃止する。
- イ アの原則 2 回までの育児休業に加え、子の出生後 8 週間以内に育児休業を 2 回（現行：1 回）まで取得可能とする。

（2）子の出生後 8 週間以内の育児休業について

請求に係る期限を短縮する（現行：1 月前まで→改正後：2 週間前まで）。

（3）休業の回数の数え方について

- ア （1）アの育児休業は、子の出生後 8 週を経過する日の前後を問わず原則 2 回まで取得できることから、子の出生後 8 週間以内に 2 回を超えて育児休業を取得することも可能とする。
- イ 子の出生後 8 週間以内の育児休業の期間から引き続き育児休業をする場合は、（1）アの育児休業として回数に含める。
- ウ 育児休業（子の出生後 8 週間以内の育児休業を除く。）及び子の出生後 8 週間以内の育児休業のそれぞれについて、一人の子についての休業期間中に他の子も養育している場合は、その他の子についても休業の回数に含める。

（4）その他

- ア （1）から（3）までの改正に伴い、「育児休業承認（期間延長）請求書」を改める。
- イ その他所要の改正を行う。

2 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

3 関係通知の廃止、改正等

「職員の育児休業等に関する条例の施行及び育児休業等の運用について」（平成4年3月25日3教高第1433号高知県教育長通知）を廃止し、「育児休業等の手続に関する取扱要領の制定について」及び「育児休業等の取扱いについて」により、育児休業等の運用を規定する。

また、「育児休業終了届書」及び「育児短時間勤務終了届出書」を改める。

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局教職員・福利課

人事企画担当 ・

TEL : - -

E-mail